

川内原子力発電所2号機 第22回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の15 第1項 (施設定期検査)

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項 (定期事業者検査)

2. 施設定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用電源設備
- (9) 蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体157体のうち、約3分の1を取り替える。

(2) 蒸気発生器取替工事 (概要①)

長期的な安全・安定運転、伝熱管に損傷が発生した場合の補修作業に伴う被ばく量の低減や予防保全の観点から最新設計の蒸気発生器に取り替える。

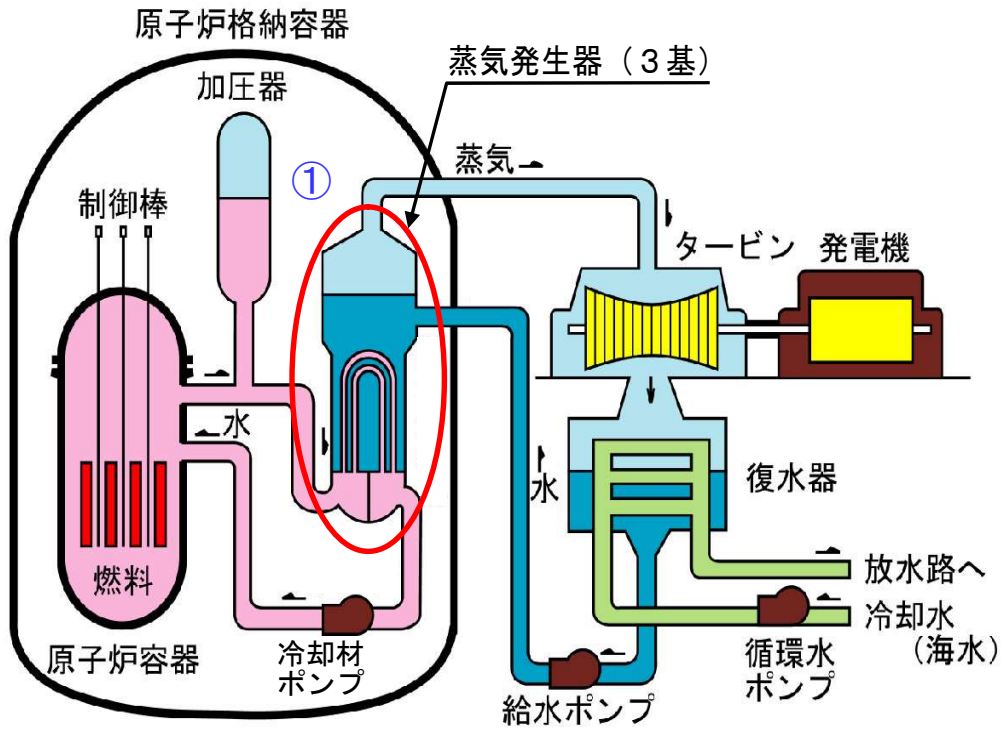
(3) 海水ポンプ取替工事 (概要②)

海水ポンプエリアの運転・保守スペースの確保及びポンプ起動時の信頼性向上のため、ポンプ起動時に軸受部への潤滑水供給が不要な無給水軸受を用いた海水ポンプへの取替を行う。

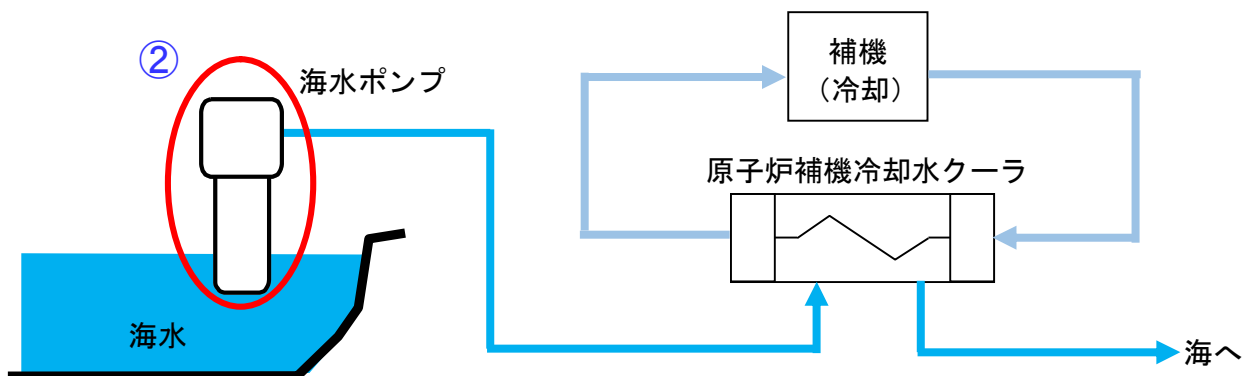
以 上

定期検査期間中に実施する工事等の対象箇所

発電所概略系統



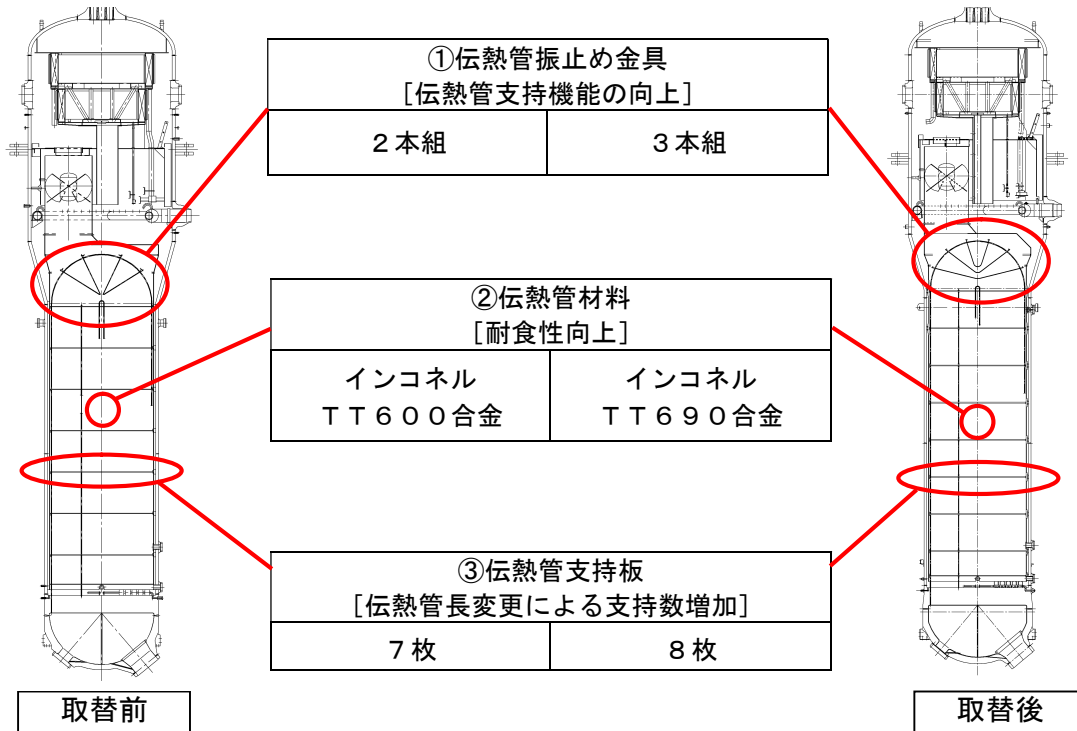
海水系統



主な工事の概要

① 蒸気発生器取替工事

長期的な安全・安定運転、伝熱管に損傷が発生した場合の補修作業に伴う被ばく量の低減や予防保全の観点から最新設計の蒸気発生器に取り替える。



② 海水ポンプ取替工事

海水ポンプ起動時に軸受部への潤滑水供給が不要な無給水軸受を用いた海水ポンプへの取替を行う。

